

大和市国民健康保険税条例逐条解説

(納税義務者)

第1条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて、当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。

【趣旨】

国民健康保険税の納税義務者を規定したものです。

【解説】

<第1項関係>

納税義務者は、被保険者である世帯主です。

<第2項関係>

国保加入世帯で世帯主が国保に加入していない場合（擬制世帯）も、当該世帯主を被保険者である世帯主とみなして、納税義務者となります。（擬制世帯主）

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支

援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第11項に規定する額を超える場合においては、基礎課税額は、その額とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、その額とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、介護納付金課税額は、その額とする。

【趣旨】

国民健康保険税の課税額の算出方法について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合算額です。

基礎課税額は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、国民健康保険事業費納付金として県へ納付します。

後期高齢者支援金等課税額は、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるため、国民健康保険事業費納付金として県へ納付します。

介護納付金課税額は、介護納付金の納付に要する費用に充てるため、国民健康保険事業費納

付金として県へ納付します。

＜第2項、第3項及び第4項関係＞

前項の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額は、それぞれ世帯主（擬制世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者（介護納付金課税額については40歳以上65歳未満の者に限る。）につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とします。

なお、当該合算額が地方税法第703条の4第11項、地方税法第703条の4第19項及び地方税法第703条の4第27項に規定する限度額を超える場合は、それぞれの限度額とします。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第9条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.95を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

【趣旨】

基礎課税額の所得割額の算出方法について規定しています。

【解説】

＜第1項関係＞

基礎課税額の所得割額は、地方税法に規定する前年の総所得金額及び山林所得金額の合計額から個人市県民税の基礎控除額を差し引いた金額に100分の5.95を乗じて算定します。

＜第2項関係＞

前項において、地方税法第313条第9項に規定する雑損失の金額はないものとして算定します。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について19,200円とする。

【趣旨】

基礎課税額の被保険者均等割額を規定しています。

【解説】

基礎課税額の被保険者均等割額は被保険者1人につき19,200円とします。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第8条及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 19,800円

(2) 特定世帯 9,900円

(3) 特定継続世帯 14,850円

【趣旨】

基礎課税額の世帯別平等割額を規定しています。

【解説】

<第1号関係>

基礎課税額の世帯別平等割額について、通常の家帯は19,800円とします。

<第2号関係>

基礎課税額の世帯別平等割額について、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の家帯に属する国保単身家帯は、移行時から5年間、9,900円とします。

<第3号関係>

基礎課税額の世帯別平等割額について、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の家帯

に属する国保単身世帯は、移行時から5年間経過後3年間、14,850円とします。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.20を乗じて算定する。

【趣旨】

後期高齢者支援金等課税額の所得割額の算出方法について規定しています。

【解説】

後期高齢者支援金等課税額の所得割額は、地方税法に規定する前年の総所得金額及び山林所得金額の合計額から個人市県民税の基礎控除額を差し引いた金額に100分の2.20を乗じて算定します。

なお、地方税法第313条第9項に規定する雑損失の金額はないものとして算定します。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について7,200円とする。

【趣旨】

後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を規定しています。

【解説】

後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額は被保険者1人につき7,200円とします。

(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800円
- (2) 特定世帯 3,900円
- (3) 特定継続世帯 5,850円

【趣旨】

後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を規定しています。

【解説】

＜第1号関係＞

後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、通常の世帯は7,800円とします。

＜第2号関係＞

後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世帯に属する国保単身世帯は、移行時から5年間、3,900円とします。

＜第3号関係＞

後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世帯に属する国保単身世帯は、移行時から5年間経過後3年間、5,850円とします。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.30を乗じて算定する。

【趣旨】

介護納付金課税額の所得割額の算出方法について規定しています。

【解説】

介護納付金課税額の所得割額は、地方税法に規定する前年の総所得金額及び山林所得金額の合計額から個人市県民税の基礎控除額を差し引いた金額に100分の1.30を乗じて算定します。

なお、地方税法第313条第9項に規定する雑損失の金額はないものとして算定します。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について7,200円とする。

【趣旨】

介護納付金課税額の被保険者均等割額を規定しています。

【解説】

介護納付金課税額の被保険者均等割額は被保険者1人につき7,200円とします。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,800円とする。

【趣旨】

介護納付金課税額の世帯別平等割額を規定しています。

【解説】

介護納付金課税額の世帯別平等割額について、4,800円とします。

(賦課期日)

第12条 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。

【解説】

国民健康保険税の賦課期日は、当該年度初日の4月1日とします。

(徴収の方法)

第13条 国民健康保険税は、第16条、第20条及び第21条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

【趣旨】

国民健康保険税の徴収方法について規定しています。

【解説】

国民健康保険税の徴収方法について、年金からの天引きである年金特徴以外は、納付書納付、キャッシュレス納付又は口座振替である普通徴収となります。

(納期)

第14条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から同月31日まで

第8期 1月1日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

【趣旨】

国民健康保険税の普通徴収の納期を規定しています。

【解説】

<第1項関係>

普通徴収の場合、当該年度の1年間（4月から翌年の3月）の保険税を6月から翌年の3月までの10回に分けて徴収します。

<第2項関係>

年度の途中からの加入、喪失等の場合は、納税通知書に定めた納期により徴収します。

（納税義務の発生、消滅に伴う賦課）

第15条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下本条において同じ。）を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときはその前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主（以下次項までにおいて「2項世帯主」という。）である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主（以下次項までにおいて「1項世帯主」という。）となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保

険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者(当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。)となった者がある場合には、当該被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日)の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

【趣旨】

納税義務の発生、消滅（資格取得、資格喪失）に伴う賦課額の変更について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

国民健康保険税の賦課期日（当該年度の4月1日）後に納税義務が発生した（資格を取得した）世帯主には、その発生した（資格を取得した）日の属する月からの月割額を課税します。

<第2項関係>

国民健康保険税の賦課期日（当該年度の4月1日）後に納税義務が消滅した（資格を喪失した）世帯主には、その消滅した（資格を喪失した）日の属する月の前月までの月割額を課税します。

<第3項関係>

擬制世帯主が被保険者である世帯主になった（資格を取得した）場合は、その世帯主になった日の属する月から、被保険者である世帯主として算定した部分を増額して、月割額を課税します。

<第4項関係>

被保険者である世帯主が擬制世帯主になった（資格を喪失した）場合は、その擬制世帯主になった日の属する月から、擬制世帯主として算定した部分を減額して、月割額を課税します。

<第5項関係>

世帯主以外が被保険者となった（資格を取得した）場合は、その被保険者となった日の属する月から、その被保険者分を増額して、月割額を課税します。

<第6項関係>

世帯主以外が被保険者でなくなった（資格を喪失した）場合は、その被保険者でなくなった日の属する月から、その被保険者分を減額して、月割額を課税します。

<第7項関係>

被保険者のうち介護納付金課税被保険者となった者（40歳）がいる場合は、そのなった日の属する月から、その被保険者の介護納付金課税額分を増額して、月割額を課税します。

<第8項関係>

被保険者のうち介護納付金課税被保険者でなくなった者（65歳到達）がいる場合は、そのなくなった日の属する月から、その被保険者の介護納付金課税額分を減額して、月割額を課税します。

(特別徴収)

第16条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

【趣旨】

国民健康保険税の年金からの天引き（年金特徴）について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

当該年度の初日（4月1日）において、国民年金、厚生年金等の支払を受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（特別徴収対象被保険者）は、国民健康保険税を年金から天引きします。

<第2項関係>

当該年度の4月2日から8月1日までの間に特別徴収対象被保険者になった場合は、国民健康保険税を年金から天引きすることができます。

(特別徴収義務者の指定等)

第17条 前条に規定する特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

【解説】

国民健康保険税の特別徴収義務者は、年金の支払者（年金保険者）とします。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第18条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

【解説】

年金保険者は、徴収した国民健康保険税を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、大和市に納入しなければなりません。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第19条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市長に通知しなければならない。

【趣旨】

特別徴収対象被保険者が国民健康保険の資格を喪失した場合の手続きを規定しています。

【解説】

年金保険者が大和市から特別徴収対象被保険者の国民健康保険の資格喪失の通知を受けた場合は、以降、年金から国民健康保険税を天引きはしません。

この場合、年金保険者はこの特別徴収対象被保険者の徴収実績等、必要な情報を大和市に通知しなければなりません。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第20条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国

民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

【趣旨】

特別徴収対象被保険者の年金からの天引きされる税額について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

前年度から引き続きの特別徴収対象被保険者の4月、6月及び8月の天引きされる金額は前年度の最終天引き額（2月に天引きされた金額）と同額です。

<第2項関係>

特別な事情がある場合には、第1項とは違う天引きされる金額とすることができます。

（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収）

第21条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

- (1) 第16条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間
- (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間
- (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

【趣旨】

新たに特別徴収対象被保険者となった者の仮徴収（4月・6月・8月）について、規定しています。

【解説】

＜第1号関係＞

前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者は、当該年度の4月から年金天引きを行います。

＜第2号関係＞

前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者は、当該年度の6月から年金天引きを行います。

＜第3号関係＞

前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者は、当該年度の8月から年金天引きを行います。

(普通徴収税額への繰入)

第22条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第14条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定の例によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

【趣旨】

特別徴収（年金天引き）から普通徴収への切り替えについて、規定しています。

【解説】

＜第1項関係＞

特別徴収（年金天引き）による徴収をしなくなった場合、今年度の保険税の残額を普通徴収によりこれから到来する納期で納付します。

年度末等で未到来の納期がない場合は、新たに設定した納期に納付します。

＜第2項関係＞

特別徴収（年金天引き）された税額に納め過ぎが生じた場合、他の税目（市税）に未納があれば、その税目にその納め過ぎた金額を充当します。

（国民健康保険税の減額）

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から第1号、第2号又は第3号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第2条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から第1号、第2号又は第3号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第2条第4項本文の介護納付金課税額から第1号、第2号又は第3号のオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法施行令第56条の89第2項第2号イに掲げる世帯について同号イの規定により超えないこととされている金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 13,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,860円

(イ) 特定世帯 6,930円

(ウ) 特定継続世帯 10,395円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,040円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,460円

(イ) 特定世帯 2,730円

(ウ) 特定継続世帯 4,095円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条

第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,040円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,360円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法施行令第56条の89第2項第2号ロに掲げる世帯について同号ロの規定により超えないこととされている金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円

(イ) 特定世帯 4,950円

(ウ) 特定継続世帯 7,425円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,600円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,900円

(イ) 特定世帯 1,950円

(ウ) 特定継続世帯 2,925円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,400円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、地方税法施行令第56条の89第2項第2号ハに掲げる世帯について同号ハの規定により超えないこととされている金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,840円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960円

(イ) 特定世帯 1, 980円

(ウ) 特定継続世帯 2, 970円

ウ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額 後期高齢者支援金等課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1, 440円

エ 後期高齢者支援金等課税被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 560円

(イ) 特定世帯 780円

(ウ) 特定継続世帯 1, 170円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1, 440円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 960円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額して得た額とする。

【趣旨】

<第1項関係>

低所得者に対する税額の軽減措置（7割軽減・5割軽減・2割軽減）を規定しています。

<第2項関係>

未就学児の被保険者に係る被保険者均等割額の5割減額を規定しています(令和4年度から)。

【解説】

<第1項関係>

次の第1号、第2号及び第3号に該当する納税義務者に対する課税額は、それぞれ規定した金額を差し引いた後の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額です。

<第1号関係>

地方税法に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が

[43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)]の金額以下の世帯に係る納税義務者(7割軽減)は、次の金額を減額します。(令和3年度から)

基礎課税額の被保険者均等割額：1人につき13,440円

基礎課税額の世帯別平等割額：通常の世界帯は13,860円、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世界帯に属する国保単身世帯で、移行時から5年間は6,930円、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世界帯に属する国保単身世帯で、移行時から5年間経過後3年間は10,395円

後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額：1人につき5,040円

後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額：通常の世界帯は5,460円、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世界帯に属する国保単身世帯で、移行時から5年間は2,730円、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世界帯に属する国保単身世帯で、移行時から5年間経過後3年間は4,095円

介護納付金課税額の被保険者均等割額：1人につき5,040円

介護納付金課税額の世帯別平等割額：1世帯につき3,360円

<第2号関係>

地方税法に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、
[43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+29万円×被保険者数]の金額以下の世帯に係る納税義務者(5割軽減)は、次の金額を減額します。(令和5年度から)

基礎課税額の被保険者均等割額：1人につき9,600円

基礎課税額の世帯別平等割額：通常の世界帯は9,900円、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世界帯に属する国保単身世帯で、移行時から5年間は4,950円、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世界帯に属する国保単身世帯で、移行時から5年間経過後3年間は7,425円

後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額：1人につき3,600円

後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額：通常の世界帯は3,900円、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世界帯に属する国保単身世帯で、移行時から5年間は1,950円、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世界帯に属する国保単身世帯で、移行時から5年間経過後3年間は2,925円

介護納付金課税額の被保険者均等割額：1人につき3,600円

介護納付金課税額の世帯別平等割額：1世帯につき2,400円

<第3号関係>

地方税法に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、
[43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+53.5万円×被保険者数]の金額以下の世帯に係る納税義務者(2割軽減)は、次の金額を減額します。(令和5年度から)

基礎課税額の被保険者均等割額：1人につき3,840円

基礎課税額の世帯別平等割額：通常の世界帯は3,960円、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世界帯に属する国保単身世帯で、移行時から5年間は1,980円、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世界帯に属する国保単身世帯で、移行時から5年間経過後3年間は2,970円

後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額：1人につき1,440円

後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額：通常の世界帯は1,560円、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世界帯に属する国保単身世帯で移行時から5年間は780円、国民健康保険から移行した後期高齢者と同一の世界帯に属する国保単身世帯で、移行時から5年間経過後3年間は1,170円

介護納付金課税額の被保険者均等割額：1人につき1,440円

介護納付金課税額の世帯別平等割額：1世帯につき960円

<第2項関係>

未就学児の被保険者に係る被保険者均等割額の5割を減額します。

前項に規定する減額を受ける場合は、その減額後の被保険者均等割額に対して5割の減額を行います。(令和4年度から)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第24条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第26条において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第24条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」

と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号において同じ。）」とする。

【趣旨】

会社都合退職等の非自発的失業者（特例対象被保険者等）の税額の軽減措置について規定しています。

【解説】

非自発的失業者（特例対象被保険者等）である被保険者の税額の所得割額の算出において、前年に給与所得がある場合はその給与所得を30/100として計算します。

（国民健康保険税に関する申告）

第25条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者である場合においては、この限りでない。

【趣旨】

税額を決定するために、納税義務者及び被保険者の所得等を記載した申告書の提出を規定しています。

【解説】

納税義務者は4月15日まで（年度途中で加入した場合は、納税義務が発生した日から15日以内）に、納税義務者及び被保険者の前年の所得等の申告を義務付けたものです。

ただし、確定申告又は市県民税の申告をしている世帯や給与支払報告書又は公的年金等年金支払報告書が市に送付されている世帯は申告する必要はありません。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第26条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者

は、離職理由その他の市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

【趣旨】

非自発的失業者（特例対象被保険者等）の税額の軽減措置の適用を受けるための申請手続きを規定しています。

【解説】

<第1項関係>

非自発的失業者（特例対象被保険者等）の税額の軽減措置の適用を受けるためには、規則に規定された申告書を提出します。

<第2項関係>

非自発的失業者（特例対象被保険者等）の税額の軽減措置の適用を受けるための申請手続きにおいて、雇用保険受給資格者証等を提示します。

（国民健康保険税の納税通知書）

第27条 国民健康保険税の納税通知書は、規則で別に定める。

【解説】

納税通知書の記載事項については、大和市国民健康保険税条例施行規則で規定します。

（国民健康保険税の納期前の納付）

第28条 国民健康保険税の納税義務者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

【解説】

到来した納期に係る納付額と合わせて、これから先の納期の分の納付額も納付できることを規定しています。

(国民健康保険税の減免)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 前号のほか、市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに別に定める申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により当該期限までに申請することができないと認められる場合に限り、当該期限を経過した後においても申請することができる。

3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

【趣旨】

国民健康保険税の減免について規定しています。

【解説】

<第1項関係>

減免の対象となる者は、災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者及び市長が特に必要があると認めた者です。

<第2項関係>

減免を受けようとする者は、納期限までに減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して申請書を提出しなければなりません。ただし、国民健康保険税条例施行規則に定めるやむを得ない事由に該当する減免申請の場合であって、当該期限までに申請することができないと認められる場合に限り、納期限を過ぎても手続きを行うことができます。

<第3項関係>

減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市に申告しなければなりません。

(税額の端数計算の特例)

第30条 法第20条の4の2第6項本文の規定にかかわらず、国民健康保険税の納期限ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するも

のとする。

【趣旨】

税額の端数計算の特例を規定しています。

【解説】

各納期の金額に100円未満の端数があるとき、又は各納期の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に合算します。

(大和市行政手続条例の適用除外)

第31条 大和市行政手続条例（平成9年大和市条例第2号）第3条に定めるもののほか、この条例又はこの条例の規定に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、大和市行政手続条例第2章（第7条を除く。）及び第3章（第13条を除く。）の規定は、適用しない。

2 大和市行政手続条例第3条及び第32条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第32条第3項及び第33条の規定は、適用しない。

【趣旨】

この条例や規則に基づく処分等について、大和市行政手続条例は適用しません。

【解説】

<第1項関係>

この条例や規則に基づく処分等において、大和市行政手続条例第2章（申請に対する処分）第7条（理由の提示）及び第3章（不利益処分）第13条（不利益処分の理由の提示）の規定を適用し、申請に対する処分や不利益処分について、理由を附記しなければなりません。

<第2項関係>

国民健康保険税の納付に関する行政指導について、大和市行政手続条例第32条第3項（書面交付による行政指導）及び第33条（複数の者を対象とする行政指導における内容の公表）の規定は適用しません。

(その他)

第32条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の定めるところによる。

【解説】

国民健康保険税の賦課徴収について、この条例で規定されていることのほかは大和州市税条例も適用します。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和27年度分の国民健康保険税から適用する。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)」と、「第56条の89第2項第2号」とあるのは「第56条の89第1項中「1,100,000円」とあるのを「1,250,000円」と読み替えた場合における同条第2項第2号」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第

1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、同法第 3 4 条第 1 項、同法第 3 4 条の 2 第 1 項、同法第 3 4 条の 3 第 1 項、同法第 3 5 条第 1 項、同法第 3 5 条の 2 第 1 項、同法第 3 5 条の 3 第 1 項又は同法第 3 6 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 2 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 3 4 条第 4 項」とあるのは「法附則第 3 5 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「同法第 3 5 条の 2 第 1 項、同法第 3 5 条の 3 第 1 項又は同法第 3 6 条」とあるのは「又は同法第 3 6 条」と、「第 3 1 条第 1 項」とあるのは「第 3 2 条第 1 項」と読み替えるものとする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 2 3 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 2 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租

税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

【解説】

国民健康保険税を算出する際、地方税法の総所得金額及び山林所得金額を使用するが、地方税法の課税の特例も準じて適用することを規定しています。